



愛媛県報

令和7年12月23日火曜日 第673号

発行 愛媛県

◇ 目 次 ◇
告 示

- 道路の供用開始（県道波方環状線）……………（東予地方局今治土木事務所）… 975
- 開発行為に関する工事の完了……………（中予地方局建築指導課）… 975

訓 令

- 愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令……………（医療対策課）… 976

選挙管理委員会告示

- 政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の一部改正（2件）……………（選挙管理委員会）… 978
- 愛媛県選挙管理委員会事務専決規程の一部改正……………（　　）… 982

公営企業公告

- 感染性廃棄物処理業務委託（処分）……………（公営企業管理局総務課）… 983

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	波方環状線	今治市波方町大浦字大浦甲1553番3地先から 同字甲1551番6まで	令和7年12月23日

○愛媛県告示第1074号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

令和7年12月23日

愛媛県中予地方局長 高岡晃仁

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
7中局建（開）第28号 令和7年12月11日	伊予郡砥部町高尾田1258番1、1259番、1259番地先水路	松山市井門町373番地1 株式会社 上浮穴産業

訓 令

○愛媛県訓令第13号

府 中 一 般
保 健 所

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和7年12月23日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県保健所処務規程及び愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

(愛媛県保健所処務規程の一部改正)

第1条 愛媛県保健所処務規程（昭和26年愛媛県訓令第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項			別表（第4条、第8条関係） 所長の権限に属する事務に係る特定決裁事項		
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分		
			所長	課長	主幹
企画課	1～4 省略				
	5 医療法 (昭和23年法律第205号)の施行に関する事務	1 省略			
		2 医療に関する情報に関すること。			
		(1)～(3) 省略			
		(4) 報告事項の <u>厚生労働大臣への報告及び公表</u> （第6条の3第5項）	○		
		(5) 省略			
		3～8 省略			
		9 かかりつけ医機能報告対象病院等に関すること。			
		(1) 報告の受理（第30条の18の4第1項）		○	
		(2) 体制の確認（第30条の18の4第2項）	○		
		(3) 体制の確認結果の関係者との協議の場への報告及び公表（第30条の18の4第3項、第5項）	○		
		(4) 変更の報告の受理（第30条の18の4第4項）		○	
		(5) 変更の報告に係る体制の確認（第30条の18の4第4項）	○		
		(6) 報告の命令等（第30条の18の4第6項）	○		
		(7) 報告内容の確認に係る情報提供の要求（第30条の13第3項、第30条の18の4第7項）	○		

		(8) 報告事項の公表（第30条の13第4項、第30条の18の4第7項）	○				
		(9) 命令に従わない旨の公表（第30条の13第6項、第30条の18の4第7項）	○				
6~21 省略							
備考 省略							

(愛媛県庁事務決裁規程の一部改正)

第2条 愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前										
組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				組織名	事務の種類	事 項	決裁区分				
			知事	専決者						知事	専決者			
医療対策課	1 医療法の施行に関する事務			部長	局長	課長	主幹				部長	局長	課長	主幹
		1 省略												
		2 省略												
		3 省略												
		4 省略												
		5 省略												
		6 省略												
		7 省略												
		8 省略												
		9 省略												
		10 省略												
		11 省略												
		12 省略												
	2~23 省略													

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第104号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(公表) 第4条 省略 2 省略 3 法第19条の16第16項の規定による公表の期間は、法第20条第1項の規定により報告書を、インターネットを利用する方法により公表した日から3年を経過する日（その日までに法第19条の16第6項の規定による少額領収書等の写しの提出があったときは、その提出があった日）までの間とする。 (写しの交付) 第8条 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から30日以内に、 <u>当該交付請求</u> に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 省略 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて <u>第1項</u> の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、 <u>同項</u> に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書（様式第15号）により通知しなければならない。 (1)・(2) 省略 様式第1号 （第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示請求書 (表) 省略 (裏)	(公表) 第4条 省略 2 省略 3 法第19条の16第16項の規定による公表の期間は、法第20条第1項の規定により報告書の <u>要旨</u> を公表した日から3年を経過する日（その日までに法第19条の16第6項の規定による少額領収書等の写しの提出があったときは、その提出があつた日）までの間とする。 (写しの交付) 第8条 委員会は、交付請求を受けたときは、当該交付請求のあった日から30日以内に、 <u>当該請求</u> に係る収支報告閲覧対象文書の写しを交付するものとする。ただし、前条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。 2 省略 3 前2項の規定にかかわらず、委員会は、交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しが著しく大量であるため、当該交付請求があつた日から起算して60日以内にその全てについて <u>法第20条の2</u> 第2項の規定による交付をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、当該交付請求に係る収支報告閲覧対象文書の写しのうちの相当の部分につき当該期間内に当該交付をし、残りの収支報告閲覧対象文書の写しについては相当の期間内に当該交付をすれば足りる。この場合において、委員会は、 <u>第1項</u> に規定する期間内に、交付請求者に対し、次に掲げる事項を収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書（様式第15号）により通知しなければならない。 (1)・(2) 省略 様式第1号 （第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示請求書 (表) 省略 (裏)
省略	省略
※ 求める開示の実施の方法等	1 省略 2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 □(1) 省略 □(2) 求める。（当該部分ごとの開示の実施の方法（開示の実施の方法は、上記1(1)～(4)及びア又はイ）を記入してください。） 3 省略 省略
様式第2号 （第2条、様式第9号関係） 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書	1 省略 2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 □(1) 省略 □(2) 求める。（当該部分ごとの開示の実施の方法（開示の実施の方法は、上記1(1)～(5)及びア又はイ）を記入してください。） 3 省略 省略
様式第2号 （第2条、様式第9号関係） 少額領収書等の写しの提出期間延長申出書	

その1

省略

- (1) 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第1項第1号に該当
(政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の7第1項第1号若しくは第2号に規定する国会議員関係政治団体の公職の候補者又は同項第3号に規定する国会議員関係政治団体を主宰する若しくはその主要な構成員である衆議院議員若しくは参議院議員（以下「関係国会議員等」という。）に係る選挙の期間中であるため）
ア 関係国会議員等の氏名
イ 省略
(2) 省略

省略

その2 省略

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1

省略

連絡先

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます。
2 この決定の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に愛媛県を被告として（愛媛県選挙管理委員会が被告の代表者になります。）提起することができます。ただし、1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6箇月以内に決定の取消しの訴えを提起することができます。

省略

その2

省略

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます。
2 省略
省略

様式第5号（第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

(表) 省略

(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 省略 <input type="checkbox"/> (2) 求める。（当該部分ごとの開示の実施の方法（開示の実施の方法は、上記1(1)～(4)及びア又はイ）を記入してください。） 3・4 省略
	省略

その1

省略

- (1) 政治資金規正法施行規則（昭和50年自治省令第17号）第19条第1項第1号に該当
(国会議員関係政治団体の代表者又は国会議員関係政治団体が推薦し若しくは支持する公職の候補者
延長を求める理由
に係る選挙の期間中であるため）
ア 公職の候補者の氏名
イ 省略
(2) 省略

省略

その2 省略

様式第4号（第2条関係） 少額領収書等の写しの開示決定通知書

その1

省略

連絡先

省略

その2

省略

- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、総務大臣に対して審査請求することができます。
2 省略
省略

様式第5号（第2条、様式第4号関係） 少額領収書等の写しの開示の実施方法等申出書

(表) 省略

(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 省略 <input type="checkbox"/> (2) 求める。（当該部分ごとの開示の実施の方法（開示の実施の方法は、上記1(1)～(5)及びア又はイ）を記入してください。） 3・4 省略
	省略

様式第6号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

(表) 省略
(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 省略 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の方法は、上記1(1)~ <u>(4)</u> 及びア又はイ)を記入してください。)
	3・4 省略
	省略

様式第7号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの不開示決定通知書

省略

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。
2 省略

様式第8号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

その1 省略

その2

省略	
延長前の期間	年月日から 年月日まで
省略	
開示請求に係る少額領収書等の写しのうち相当の部分についての開示決定等を行う期間	年月日から 年月日まで
上記期間内に開示決定等をする部分	
残りの少額領収書等の写しについて開示決定等をする期限	年月日
省略	

様式第13号 (第7条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

(表) 省略
(裏)

求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> (1)~ <input type="checkbox"/> (3) 省略 <input type="checkbox"/> (4) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望
	〔「実施方法欄」に希望する写しの交付の方法((1)~ <u>(3)</u> 及びア又はイ)を記入してください。〕

省略

様式第15号 (第8条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書

省略	
政治資金規正法に基づく文書の公開に関する	省略

様式第6号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの更に開示を受ける旨の申出書

(表) 省略
(裏)

求める開示の実施の方法等	2 少額領収書等の写しの部分ごとに異なる開示の実施の方法を求めるかどうか。 <input type="checkbox"/> (1) 省略 <input type="checkbox"/> (2) 求める。(当該部分ごとの開示の実施の方法(開示の実施の方法は、上記1(1)~ <u>(4)</u> 及びア又はイ)を記入してください。)
	3・4 省略
	省略

様式第7号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの不開示決定通知書

省略

1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます。
2 省略

様式第8号 (第2条関係) 少額領収書等の写しの開示決定等期間延長通知書

その1 省略

その2

省略	
延長前の期間	
延長後の期間	
省略	
開示請求に係る少額領収書等の写しのうち法第19条の16第13項の延長後の期間内に開示決定等をする部分	
残りの少額領収書等の写しについて開示決定等をする期限	
省略	

様式第13号 (第7条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求書

(表) 省略
(裏)

求める収支報告閲覧対象文書の写しの交付の方法	<input type="checkbox"/> (1)~ <input type="checkbox"/> (3) 省略 <input type="checkbox"/> (4) 政治団体ごとに異なる写しの交付の方法を希望
	〔「実施方法欄」に希望する写しの交付の方法((1)~ <u>(4)</u> 及びア又はイ)を記入してください。〕

省略

様式第15号 (第8条関係) 収支報告閲覧対象文書写しの交付期間特例延長通知書

省略	
規程政治資金規正法に基づく文書の公開に関する	省略

する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号。以下「規程」という。）第8条第1項の延長前の期間		に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号。以下「規程」という。）第8条第1項の延長前の期間	
規程第8条第3項を適用する理由		規程第8条第2項の延長後の期間	年月日から 年月日まで
交付請求に係る収支報告閲覧対象文書のうち相当の部分についての交付を行う期間	年月日から 年月日まで	規程第8条第3項を適用する理由	交付請求に係る収支報告閲覧対象文書のうち規程第8条第2項の延長後の期間内に交付をする部分
上記期間内に交付をする部分		省略	
省略			

○愛媛県選挙管理委員会告示第105号

政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程（平成8年9月愛媛県選挙管理委員会告示第25号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

改正後の政治資金規正法に基づく文書の公開に関する規程の規定は、令和8年以後の年に係る定期公表分の収支報告書及び令和9年1月1日以後に提出すべき事由が生じた場合における解散分の収支報告書から適用し、令和7年以前の年に係る定期公表分の収支報告書及び同日前に提出すべき事由が生じた場合における解散分の収支報告書については、なお従前の例による。

令和7年12月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

		<input type="checkbox"/> 收支報告書 <input type="checkbox"/> 監查意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監查報告書 <input type="checkbox"/> 確認書
		<input type="checkbox"/> 收支報告書 <input type="checkbox"/> 監查意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監查報告書 <input type="checkbox"/> 確認書

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求
書
(表)

(表)

省略	年	政治団体の名称	取支報告閲覧対象文書の種類	枚数	実施方法
交付請求する取支報告閲覧対象文書の写し			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
			<input type="checkbox"/> 取支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 <input type="checkbox"/> 確認書		
省略					

(裏) 省略

	<input type="checkbox"/> 收支報告書 <input type="checkbox"/> 監查意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監查報告書 _____
	<input type="checkbox"/> 收支報告書 <input type="checkbox"/> 監查意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監查報告書 _____

様式第13号（第7条関係） 収支報告閲覧対象文書写しの交付請求
書
(表)

(表)

省略		枚 数	実施 方法
年	政治団体 の名称		
交付 請求 する 収支 報告 閲覧 対象 文書 の写 し		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	
		<input type="checkbox"/> 収支報告書 <input type="checkbox"/> 監査意見書 <input type="checkbox"/> 政治資金監査報告書 _____	

(裏) 省略

○愛媛県選挙管理委員会告示第106号

愛媛県選挙管理委員会事務専決規程（平成20年3月愛媛県選挙管理委員会告示第16号）の一部を次のように改正し、令和8年1月1日から施行する。

令和7年12月23日

愛媛県選挙管理委員会委員長 三好 賢治

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(委員長の専決事項) 第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。 (1)～(49) 省略	(委員長の専決事項) 第1条 愛媛県選挙管理委員会規程（昭和45年11月愛媛県選挙管理委員会告示）第9条第2号の規定に基づく愛媛県選挙管理委員会委員長（以下「委員長」という。）の専決事項は、愛媛県選挙管理委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務のうち、別に定めるものを除き、次に掲げるものを除くものとする。 (1)～(49) 省略

<p>(50) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条の16第1項の規定に基づき少額領収書等の写しの開示に関し定めるべきものに関すること。</p> <p>(51) 政治資金規正法 第20条の2第2項の規定に基づき収支報告書、監査意見書、政治資金監査報告書並びに確認書の閲覧及び写しの交付に関し定めるべきものに関すること。</p> <p>(52) 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき都道府県提出文書の閲覧及び写しの交付に関し定めるべきものに関すること。</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 省略</p> <p>(56) 個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年愛媛県条例第35号）第13条の規定に基づき個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び同条例の施行に関し必要な事項を定めること。</p> <p>(57) 省略</p>	<p>(50) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条の2第2項の規定に基づき収支報告書及び監査意見書の閲覧に関し定めるべきものに関すること。</p> <p>(51) 政党助成法（平成6年法律第5号）第32条第5項の規定に基づき報告書等の閲覧に関し定めるべきものに関すること。</p> <p>(52) 省略</p> <p>(53) 省略</p> <p>(54) 省略</p> <p>(55) 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第53条の規定に基づき同条例の施行に関し必要な事項を定めること。</p> <p>(56) 省略</p>
2 省略	2 省略

公営企業公告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年12月23日

愛媛県立中央病院長

中 西 德 彦

1 入札に付する事項

(1) 件名
感染性廃棄物処理業務委託（処分）

(2) 委託業務名及び予定数量
感染性廃棄物処理業務委託（処分）：約440,000キログラム

(3) 委託業務の内容等
入札説明書及び仕様書等による。

(4) 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託業務の履行場所
松山市及び近隣市町にある処理施設に限る。

(6) 入札方法
入札金額は、1キログラム当たりの単価を記載すること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 委託業務と同程度の業務の実績を有し、委託業務について、

適切かつ迅速に履行し得る体制が整備されていることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 電子マニフェスト（J W N E T）を導入していること。（導入予定含む）

(5) 「特定調達参加希望」の登録をしている業者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立中央病院事務局総務医事課会計係
〒790-0024
愛媛県松山市春日町83番地

電話 (089)947-1111 内線 6523

4 入札書の受領期限

令和8年2月18日（水）午後1時30分

5 入札説明書の交付方法

ア 交付期間

令和7年12月23日（火）から令和8年1月27日（火）までの執務時間中（月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までをいう。）

イ 交付方法

（1）掲げる場所で交付する。

6 開札の日時及び場所

令和8年2月18日（水）午後1時30分

愛媛県立中央病院 管理棟4階会議室

7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程

第9号) 第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した業務を履行できることを証明する書類を、令和8年1月27日(火)までの執務時間中に3(1)に掲げる場所に提出しなければならない。

なお、愛媛県立中央病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

イ 入札書は、封入して、受領期限までに提出しなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立中央病院長が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行ったものを落札者とする。

(7) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 本委託業務は、令和8年度予算を審議する愛媛県議会において、当初予算の成立を条件として実施するものである。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be rendered: Disposal of Infectious Waste for Ehime Prefectural Central Hospital, approximately 440,000 kilograms
- (2) Time limit of tender: 1:30 p.m., 18 February 2026
- (3) For further information, please contact: Accounting Section, General and Medical Affairs Division, Secretariat, Ehime Prefectural Central Hospital, 83 Kasugamachi, Matsuyama, Ehime 790-0024 Japan
TEL 089-947-1111 Ext 6523